

浜松市上下水道事業 地球温暖化対策計画

浜松市上下水道部

令和7（2025）年3月

目次

第1章 背景	- 1 -
1-1 国の動向	- 1 -
1-2 市の動向	- 2 -
第2章 本計画の趣旨と位置づけ	- 4 -
2-1 本計画の趣旨.....	- 4 -
2-2 本計画の位置づけ.....	- 4 -
第3章 温室効果ガスの排出状況	- 5 -
3-1 上下水道事業の温室効果ガスの発生源.....	- 5 -
3-2 上下水道事業の温室効果ガスの排出内訳.....	- 6 -
第4章 下水道事業の温室効果ガスの削減対策	- 7 -
4-1 下水道事業の温室効果ガスの排出内訳.....	- 7 -
4-2 下水道事業の温室効果ガス排出量の予測.....	- 8 -
4-3 下水道事業の温室効果ガス排出量の予測結果.....	- 9 -
4-4 温室効果ガスの削減目標.....	- 10 -
4-5 温室効果ガスの削減対策.....	- 10 -
4-6 削減対策後の温室効果ガス排出量.....	- 11 -
第5章 水道事業の温室効果ガスの排出予測	- 13 -
5-1 水道事業の温室効果ガスの排出内訳.....	- 13 -
5-2 水道事業の温室効果ガス排出量の予測.....	- 14 -
5-3 水道事業の温室効果ガス排出量の予測結果.....	- 15 -
第6章 2050年カーボンニュートラルに向けた取組	- 16 -
第7章 計画の推進体制及び進捗管理	- 18 -
7-1 推進体制	- 18 -
7-2 進捗管理	- 18 -
参考資料 用語集	- 19 -

第1章 背景

1-1 国の動向

国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル¹、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。2021（令和3）年10月に改定された「地球温暖化対策計画」では、「2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減」さらに、2025（令和7）年2月改定では、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減」を目指しています。

また、上下水道分野における温室効果ガス削減に向けて、政府実行計画（令和7年2月閣議決定）の中で、以下の取組が示されています。

- ・上水道においては、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化などの省エネルギー設備の導入及び施設の広域化・統廃合・施設配置の最適化（上流からの取水等）による省エネルギー化の推進や、小水力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の導入を実施する。
- ・下水道においても、省エネルギー・高効率機器などの省エネルギー設備の導入及び施設の広域化・統廃合による省エネルギー化の推進やDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた施設管理の高度化・効率化を図る。あわせて、太陽光発電や下水熱利用などの再生可能エネルギー設備の導入等、下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスなど下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を推進する。
- ・また、長期的な取組として、上下水道施設が電力の需給調整に貢献する可能性を追求する。

また、下水道事業の温室効果ガスの削減に向けて、国土交通省環境行動計画（令和3年12月策定）では、以下の具体的な指標が示されています。

【指標】 処理水量当たりのエネルギー起源CO₂ 排出量

【基準値】 2013 年度 0.28t-CO₂/千 m³

【目標値】 2030 年度 0.09t-CO₂/千 m³

【CO₂ 削減見込量】 約 60 万 t-CO₂

【指標】 下水道バイオマスリサイクル率

【基準値】 2013 年度 25%

【目標値】 2030 年度 45%

【CO₂ 削減見込量】 約 70 万 t-CO₂

【指標】 下水汚泥焼却高度化率

【基準値】 2013 年度 63%

【目標値】 2030 年度 100%

【CO₂ 削減見込量】 約 78 万 t-CO₂

【指標】 下水処理場の上部空間を利用した太陽光発電の導入

【基準値】 2018 年度 6,747 万 kWh

【目標値】 2030 年度 25,599 万 kWh

1-2 市の動向

浜松市では、2024（令和6）年3月に「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で52%削減」としました。そして、2030年度目標を達成するための基本施策として、以下の4本の施策とそれぞれの施策の方針を定めています。

基本施策1 徹底した省エネルギーの推進

(1) 事業活動の省エネルギー化

自社の温室効果ガス排出量の見える化を進めた上で、運用改善だけでなく、高効率な空調・ボイラーなど省エネ性能の高い設備の導入や、FEMS・BEMSなどエネルギーマネジメントシステムの導入、高断熱化・高气密化など建築物の省エネルギー化といった、徹底的な省エネルギー化を推進します。

(2) 市民生活の省エネルギー化

(3) 交通利用にかかわる省エネルギー化

基本施策2 再生可能エネルギーの最大限の導入

(1) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電や風力発電、バイオマス発電、小水力発電など地産の再生可能エネルギーを最大限導入し、化石燃料由来のエネルギー使用量を削減します。

(2) 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

(3) 再生可能エネルギー由来の電気などの利用

基本施策3 新技術・イノベーションの推進

(1) モビリティの電動化などの推進

(2) 水素技術などの活用

(3) 燃料転換の推進

(4) 電化の推進

(5) カーボンクレジットの創出・利用の推進

(6) 非エネルギー分野の排出抑制

(7) カーボンニュートラル関連技術の開発推進

基本施策4 二酸化炭素吸収源の確保

(1) 森林資源の利用推進と林業の活性化

(2) 森林由来のカーボンクレジットの創出

2024（令和6）年4月には、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減計画であり、市の率先行動計画と位置付けられた「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030年度に2013年度比で55%削減（基準年度222,517t-CO₂から123,041t-CO₂削減）」としました。

また、区分別の目標と削減目標達成に向けた基本方針をそれぞれ以下のとおり定めています。

【区分別の目標】

①施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素

2030年度までに2013年度比で63%削減

②公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素

2030年度に2013年度比で36%削減

③非エネルギー起源の二酸化炭素排出量

浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標を目指し、最大限の削減に取り組む

④非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量

浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標を目指し、最大限の削減に取り組む

【基本方針】

基本方針1 市有施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化

基本方針2 照明のLED化

基本方針3 屋上等への太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備が導入可能な施設に対し、2030年度に50%、2040年度に100%導入します。

基本方針4 公用車の電動化

基本方針5 エネルギー転換

基本方針6 再生可能エネルギー電力の調達

基本方針7 非エネルギー分野の排出抑制

非エネルギー起源の二酸化炭素、空調機器に使用しているフロン類、下水・し尿処理や一般廃棄物の処理過程で排出されるメタン、焼却や燃料の燃焼過程などから排出される一酸化二窒素については、焼却過程の見直し等により最大限の削減をします。

基本方針8 カーボンクレジットの創出・利用

基本方針9 運用改善の精度向上

これらの動向を受けて、浜松市上下水道部では、令和7年度から令和16年度までの10年間で本市の上下水道事業が目指すべき方向、取組内容及び財政収支見通しなどを示す上下水道一体の「浜松市上下水道基本計画【2025～2034年度】」を策定しました。

また、「浜松市上下水道基本計画【2025～2034年度】」の5つの基本方針のうち、「第2章 3 環境負荷の低減」では、温室効果ガス排出量の削減を目標とし、今後の取組について以下のように示しています。

【今後の取組】

- ・省エネルギー設備への更新や効率的な施設の運転管理を行います。
- ・上下水道施設への太陽光発電設備の導入について検討します。

第2章 本計画の趣旨と位置づけ

2-1 本計画の趣旨

2024（令和6）年に改定された「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」における2030年度目標は下記のとおりです。

区域施策編

- ・浜松市域における温室効果ガス排出量を2013年度比52%削減

事務事業編

- ・温室効果ガス削減目標は、2030年度までに2013年度比で55%削減
- ・市有施設の運営に伴う二酸化炭素排出量を2013年度比63%削減

本市上下水道事業から排出される温室効果ガスは、浜松市の事務事業で排出される総量の中でも大きな割合を占めることから、積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでいく必要があります。

本計画書は、本市上下水道事業における2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度までの具体的な取組内容を計画するものです。

2-2 本計画の位置づけ

本計画は本市上下水道事業における2050年カーボンニュートラルを達成するため、「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」や「浜松市上下水道基本計画」等に基づいて、上下水道事業における具体的な取組みを定めて、実施していきます。

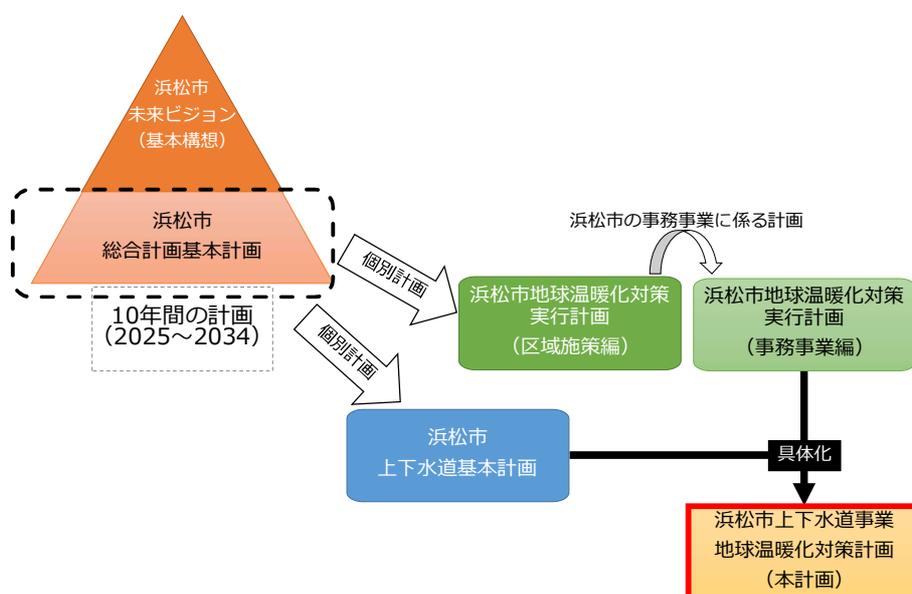


図1 浜松市上下水道事業地球温暖化対策計画の位置づけ

第3章 温室効果ガスの排出状況

3-1 上下水道事業の温室効果ガスの発生源

排出される可能性がある温室効果ガスについては、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第2条第3項に7種類（以下①～④）が挙げられております。

- ① 二酸化炭素 (CO₂)
- ② メタン (CH₄)
- ③ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ④ 代替フロンなど4ガス分野※

※代替フロンなど4ガス分野は、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃)

上記のうち、代替フロンなど4ガス分野は上下水道事業においてはほとんど発生しないため、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) の3種類を排出対象とします。

また、上下水道事業における温室効果ガスの排出源は、以下の3種類に大別されます。

- ①市有施設の運営に伴う二酸化炭素排出量²：二酸化炭素 (CO₂)
- ②輸送機器の利用に伴う排出量：二酸化炭素 (CO₂)
- ③廃棄物の処理 (処理工程) 由来の温室効果ガス³：メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)

なお、メタンや一酸化二窒素の地球温暖化係数⁴は、「浜松市地球温暖化対策実行計画」と同じ値 (二酸化炭素：1、メタン：25、一酸化二窒素：298) とします。

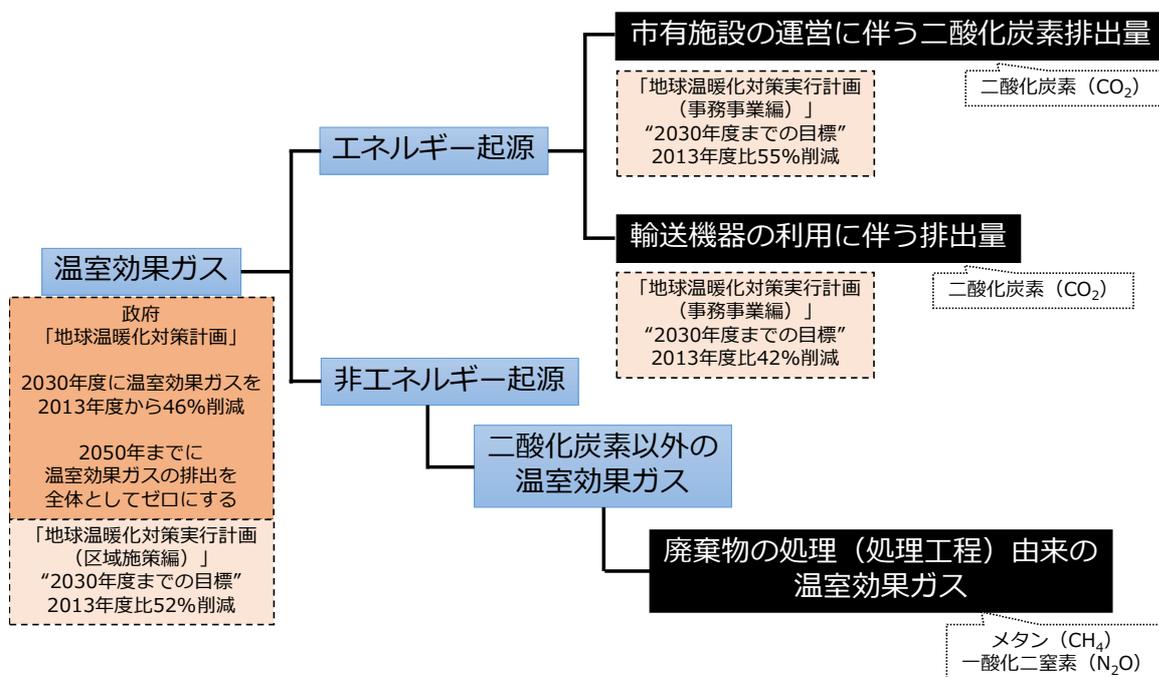


図2 上下水道事業の温室効果ガスの排出源

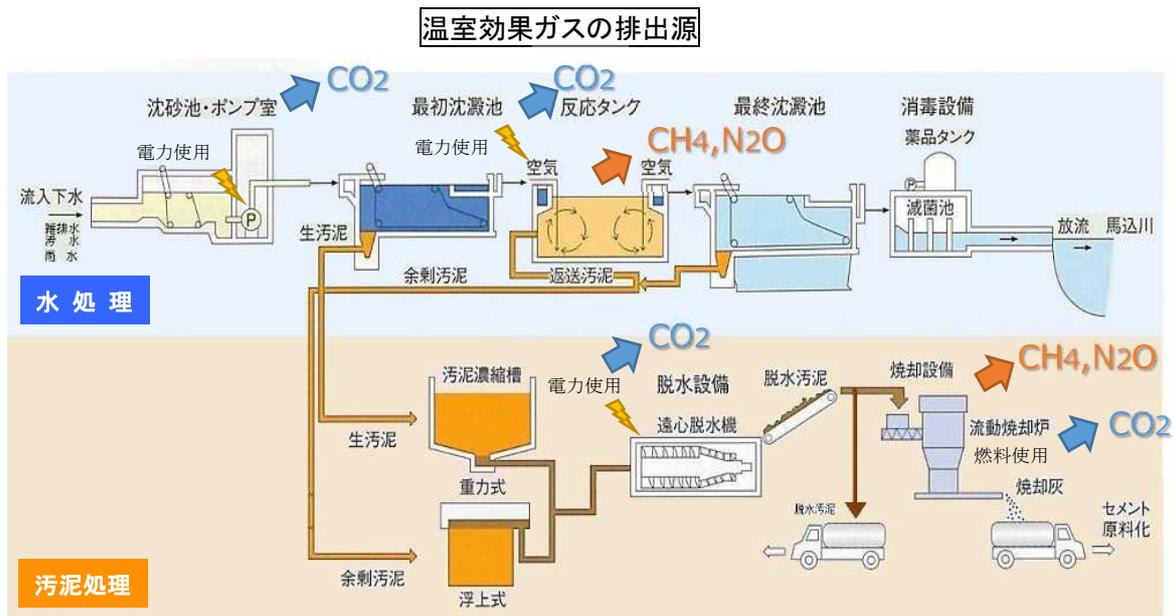


図 3 下水処理場における温室効果ガスの主な排出源

3-2 上下水道事業の温室効果ガスの排出内訳

2013 年度における上下水道事業の温室効果ガス排出量は、53,259 t-CO₂でした。その内訳は、水道事業から排出される温室効果ガス排出量が 7,566 t-CO₂、下水道事業から排出される温室効果ガス排出量が 45,692 t-CO₂であり、下水道事業からの排出量が 8 割以上を占めています(図 4)。

そのため、特に下水道事業の温室効果ガスの排出削減について重点的に取り組みます。

上下水道事業温室効果ガス排出量

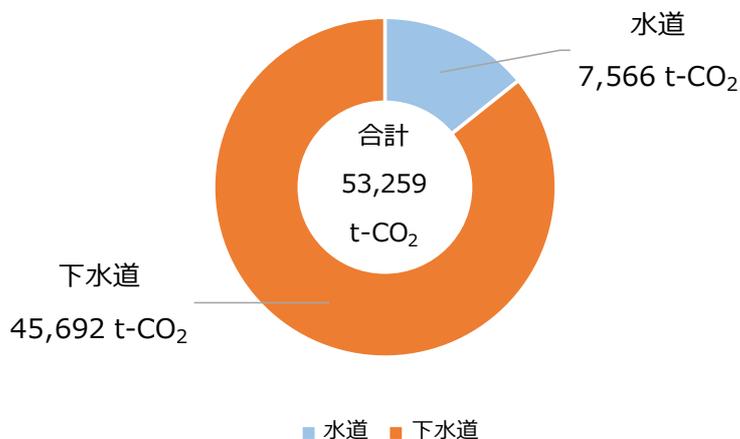


図 4 2013 年度上下水道事業温室効果ガス排出量の内訳

※端数処理により、合計値と内訳の数値が一致しない場合がある。(全グラフ共通)

第4章 下水道事業の温室効果ガスの削減対策

4-1 下水道事業の温室効果ガスの排出内訳

2013年度における下水道事業の温室効果ガス排出量は、45,692 t-CO₂でした。排出源の内訳は、施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素と非エネルギー起源の廃棄物の処理（処理工程）由来から排出される温室効果ガスが大部分を占めています（図5）。

なお、施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素が下水道事業の温室効果ガス排出量全体の約6割を占めていますが、その内訳を見ると下水処理場からの排出量が最も多く、約9割を占めています（図6）。

また、過去5年間（2019年度から2023年度）の下水道事業における温室効果ガス排出量は、図7のとおりで、継続的に削減に取り組んできた結果、減少傾向にあり2023年度の排出量は2013年度比で約22%の削減を達成しています。

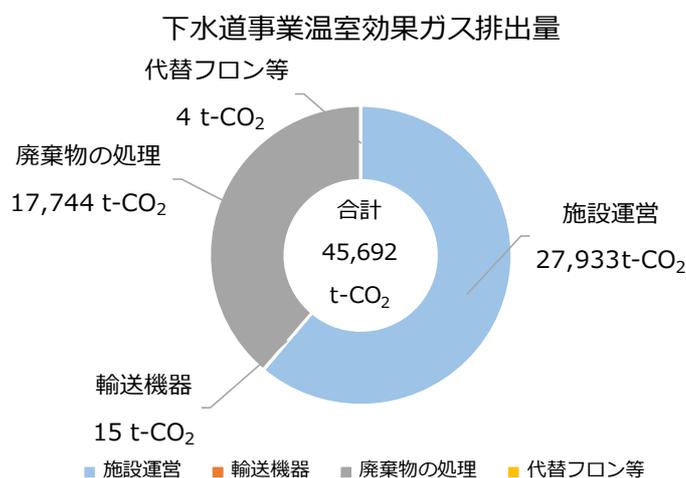


図5 2013年度下水道事業温室効果ガス排出量の内訳

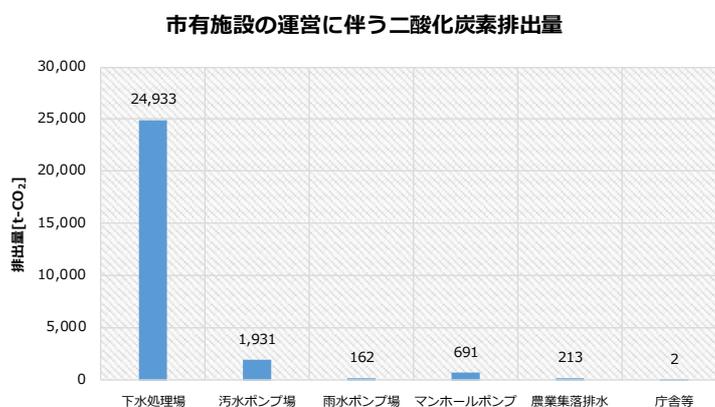


図6 施設分類別の市有施設の運営に伴う二酸化炭素排出量

下水道事業温室効果ガス排出量

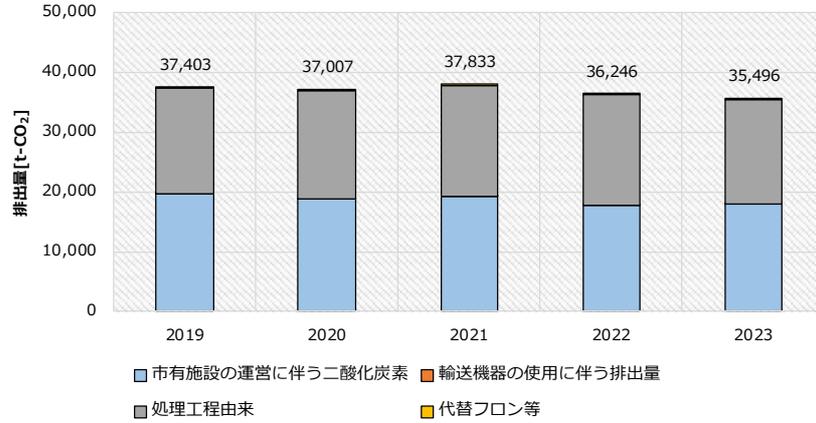


図 7 下水道事業温室効果ガス排出量の推移 (2019 年度～2023 年度)

4-2 下水道事業の温室効果ガス排出量の予測

4-2-1 下水道事業における電力使用量

下水道事業の温室効果ガス排出量を予測するにあたっては、算定に必要な将来の処理水量や電力使用量等を把握する必要があります。

そのため、2030 年度までの処理水量を推計し、これらの推計値と 2019 年度から 2023 年度までの実績値から電力使用量を推計しました。

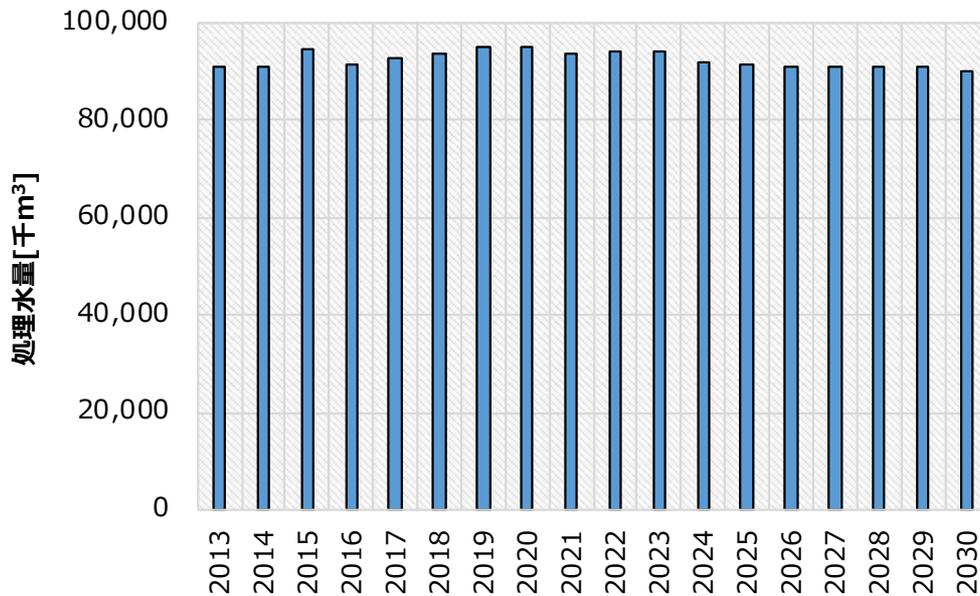


図 8 処理水量の推移 (2013 年度～2030 年度)

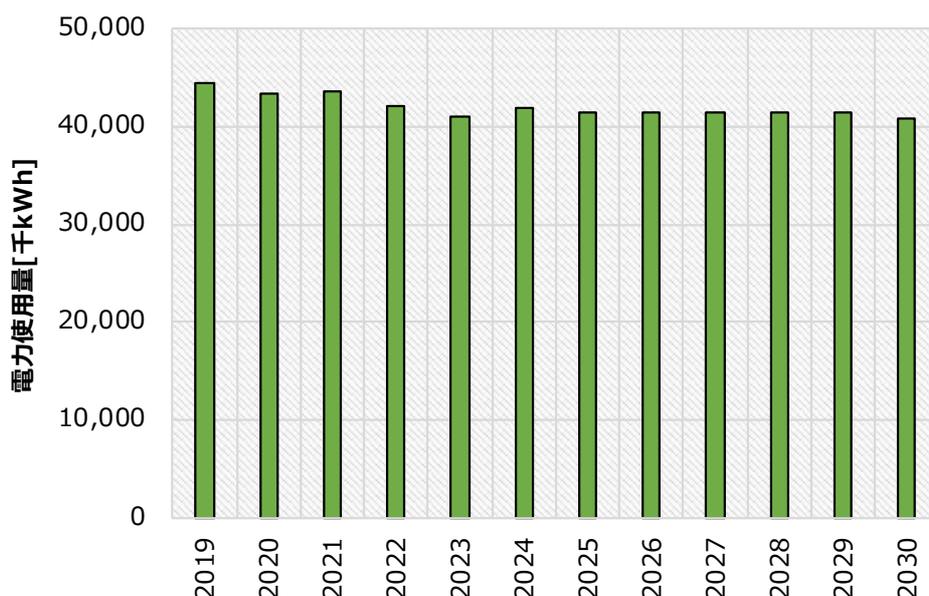


図 9 下水道事業電力使用量の推移（2019 年度～2030 年度）

4-2-2 電力排出係数の設定

下水道施設の運営には多くの電力を必要とします。電力を使用することで温室効果ガスを排出することとなり、その排出量は、電力排出係数を用いて算定されます。

電力排出係数は、各電気事業者で異なり、電気事業者別排出係数⁵は年度毎に報告されています。本市の下水道施設が主に電力を調達している中部電力ミライズ株式会社（旧中部電力株式会社）の排出係数は、2013 年度は 0.516kg-CO₂/kWh でした。

2030 年度の下水道事業温室効果ガス排出量を予測するにあたり、2029 年度までは 2023 年度の各電気事業者別排出係数の基礎排出係数を用い、2030 年度の電力排出係数は「浜松市地球温暖化対策実行計画」と同じく、全電源平均 0.25kg-CO₂/kWh を用いることとします。

4-3 下水道事業の温室効果ガス排出量の予測結果

これらの推計値を参考に、下水道事業として温暖化対策を実施しない場合の温室効果ガス排出量を予測したものを図 10 に示します。

流入水量の減少に伴う活動量の減少や電力排出係数の減少により、2030 年度までに下水道事業の温室効果ガス排出量は減少していくと予測されます。

ただし、2013 年度比では温室効果ガス削減率は約 37%程度にとどまるため、カーボンニュートラルに向けて、多様な削減対策を講じていく必要があります。

下水道事業温室効果ガス排出量

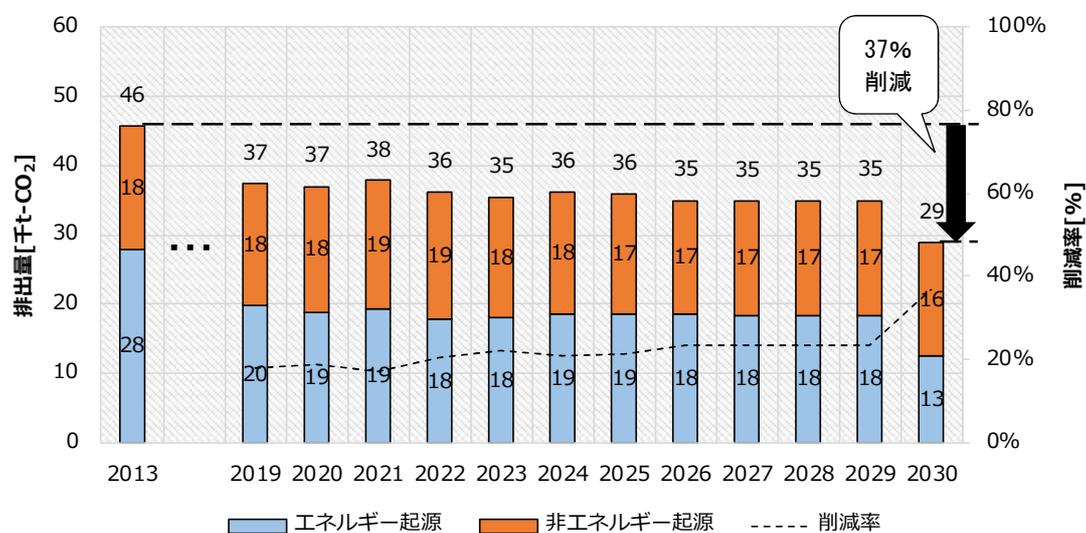


図 10 下水道事業温室効果ガス排出量の予測（対策未実施）

4-4 温室効果ガスの削減目標

本計画の削減目標は、「浜松市地球温暖化対策実行計画」や「浜松市上下水道基本計画」を参考とし、2013年度を基準年度として、以下のとおり設定します。

中期目標：2030年度

下水道事業の温室効果ガス排出量 **52%削減（2013年度比）**

長期目標：2050年度

下水道事業の温室効果ガス **排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）**

4-5 温室効果ガスの削減対策

本市下水道事業では、4-1で述べたとおり、省エネルギー設備の導入や施設の運転方法の見直し等を進め、温室効果ガスの削減に取り組んできました。今後も、本計画の中期目標・長期目標を達成するため、さらなるエネルギー起源及び非エネルギー起源の温室効果ガス削減に向けた対策を講じていきます。

4-5-1 エネルギー起源の温室効果ガスの削減対策

(1) 省エネルギー設備の導入

「浜松市下水道事業アセットマネジメント計画」に基づき、老朽化した設備は、施設全体の持続的な機能確保のため、順次更新しています。更新の際に省エネルギー設備を積極的に導入することで二酸化炭素の削減に取り組みます。

対象施設	具体策	想定削減量（対策前後）
西遠浄化センター 中部浄化センター	エネルギー効率に優れた 新型汚泥焼却炉の導入	約 1,370 t-CO ₂
中部浄化センター	省エネ型送風機の導入 汚水ポンプ電動機小容量化	
西遠浄化センター	省エネ型脱水機の導入 省エネ型機械濃縮機の導入	
館山寺浄化センター	省エネ型機械濃縮機の導入	
各処理場、各ポンプ場等	高効率型電動機の導入	

（２）太陽光発電設備の導入

下水道設備を稼働させるためには多くの電力を消費しています。この電力使用量の一部を再生可能エネルギーに置き換えるため、発電電力を施設内で消費する自家消費型太陽光発電設備⁶の設置について検討を進めています。

現在、三ヶ日浄化センター、西遠浄化センターに太陽光発電設備を設置し、発電した電力を施設内で消費しています。また、その他の施設についても事業性との両立を検討し、積極的に太陽光発電設備の設置に取り組みます。

対象施設	具体策	想定削減量（対策前後）
西遠浄化センター 三ヶ日浄化センター	太陽光発電設備の設置	約 710 t-CO ₂

4-5-2 非エネルギー起源の温室効果ガスの削減対策

（１）高温焼却の実施及び新型焼却炉の導入

焼却処分の工程で発生する一酸化二窒素（N₂O）は、二酸化炭素（CO₂）に比べて温室効果が高いため、削減していく必要があります。一酸化二窒素（N₂O）は、焼却する温度を上げること（高温焼却⁷）で発生量を削減することができます。さらに新型焼却炉を導入することも発生量を大幅に削減することができます。

対象施設	具体策	想定削減量（対策前後）
西遠浄化センター 中部浄化センター	N ₂ O 排出抑制型新型焼却炉の導入 高温焼却の実施	約 4,700 t-CO ₂ (約 16t-N ₂ O)

4-6 削減対策後の温室効果ガス排出量

これらの削減対策を講じた後の下水道事業における温室効果ガス排出量の予測を図 11 に示します。2030 年度の下水道事業の温室効果ガス排出量は約 22,000t-CO₂と推計されます。

中期目標を達成するには、「浜松市下水道事業アセットマネジメント計画」に基づく老朽化対策に伴う省エネルギー機器の導入等の発生対策を着実に実施していく必要があります。

下水道事業温室効果ガス排出量

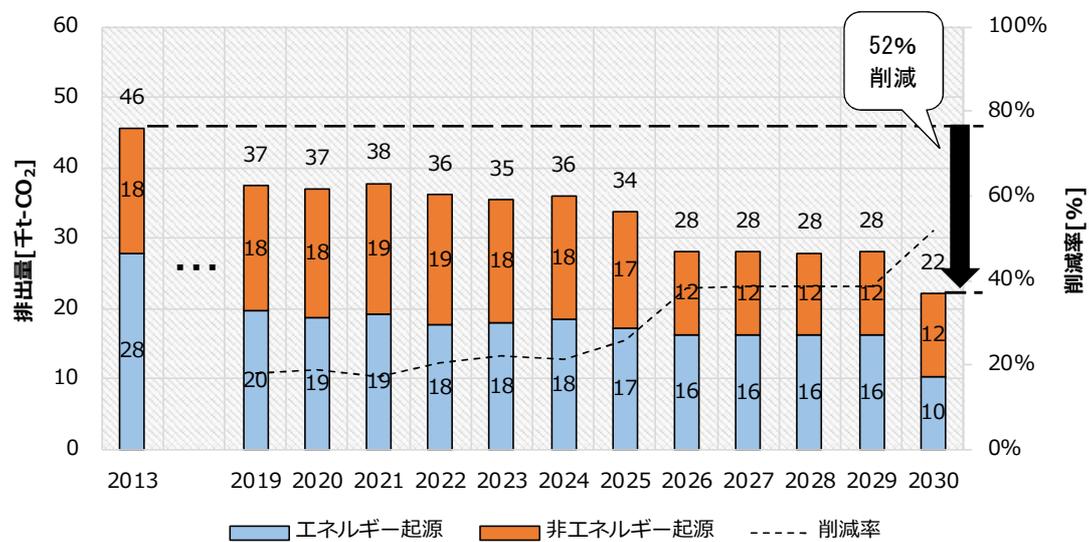


図 11 下水道事業温室効果ガス排出量の予測（削減対策実施後）

第5章 水道事業の温室効果ガスの排出予測

5-1 水道事業の温室効果ガスの排出内訳

2013年度における水道事業の温室効果ガス排出量は、7,566 t-CO₂でした。施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素が7,450 t-CO₂と大部分を占めています（図12）。

また、過去5年間（2019年度から2023年度）の水道事業における温室効果ガス排出量は、図13に示すとおりで、水需要の影響等により多少の変動はありましたが、ほぼ横ばいの傾向にあります。

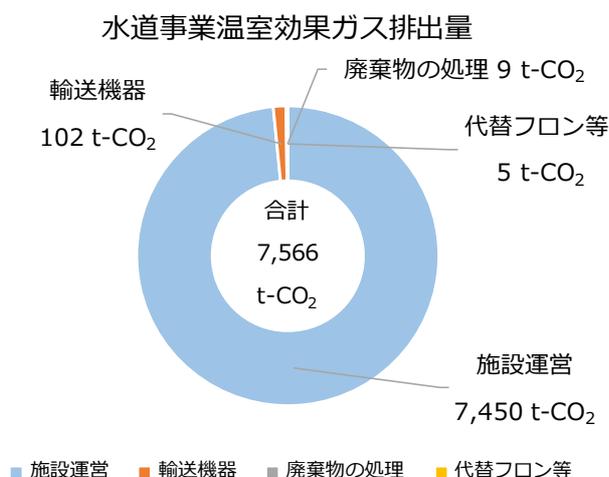


図12 2013年度水道事業温室効果ガス排出量の内訳



図13 水道事業温室効果ガス排出量の推移（2019年度～2023年度）

5-2 水道事業の温室効果ガス排出量の予測

5-2-1 水道事業における電力使用量

水道事業の温室効果ガス排出量を予測するにあたっては、算定に必要な将来の給水量や電力使用量等を把握する必要があります。

そのため、「浜松市水道事業アセットマネジメント計画」等の諸元により 2030 年度までの年平均給水量を推計し、これらの推計値と 2019 年度から 2023 年度までの実績値から電力使用量を推計した結果を、図 14、図 15 に示します。

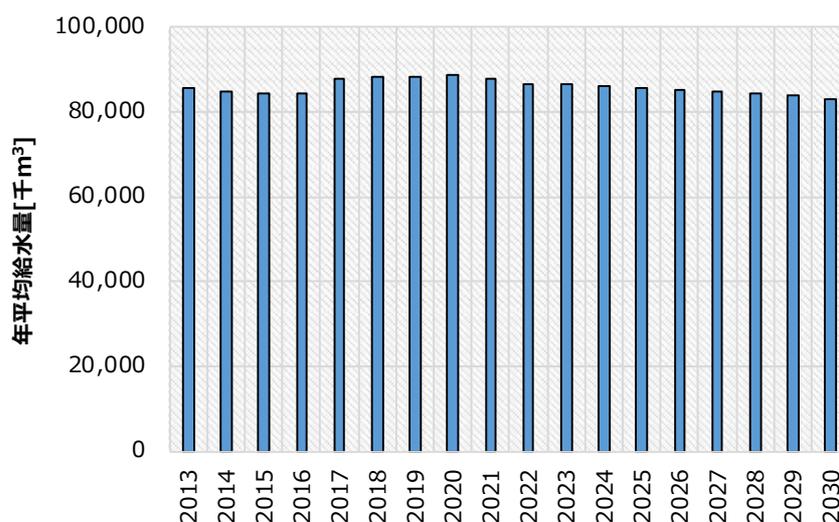


図 14 年平均給水量の推移 (2013 年度～2030 年度)

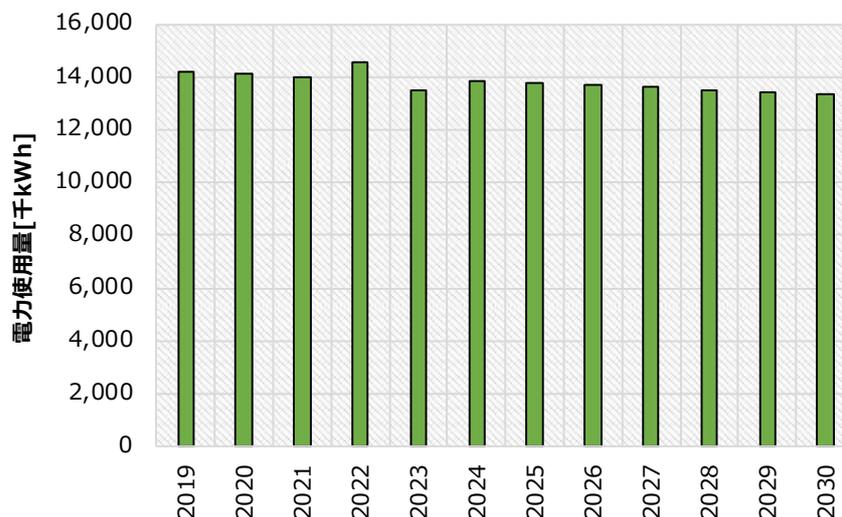


図 15 水道事業電力使用量の推移 (2019 年度～2030 年度)

5-2-2 電力排出係数の設定

電力の排出係数は、下水道事業における電力排出係数の設定と同様に、2029年度までは2023年度の各電気事業者別排出係数の基礎排出係数を用い、2030年度の電力排出係数は「浜松市地球温暖化対策実行計画」と同じく、全電源平均0.25kg-CO₂/kWhを用いることとします。

5-3 水道事業の温室効果ガス排出量の予測結果

これらの推計値を参考に下水道事業の温室効果ガス排出量を予測したものを図16に示します。使用量の減少に伴う活動量の減少や電力排出係数の減少により、2030年度までに下水道事業の温室効果ガス排出量は減少していくと予測されます。

温室効果ガス排出量の多くは、施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素（電力由来）が大部分を占めているため、カーボンニュートラルに向けて、省エネルギー設備の導入等を検討していきます。

なお、省エネルギー設備の導入にあたっては、第6章で述べるような水需要に見合う施設規模、能力への更新（ダウンサイジングなど）を考慮した上でを行います。

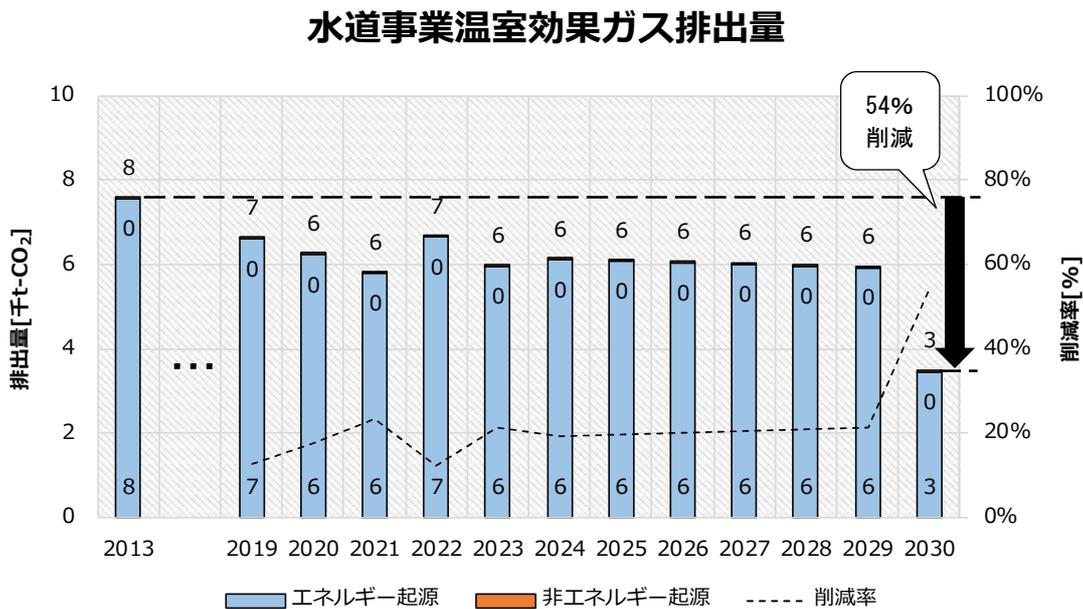


図16 水道事業温室効果ガス排出量の予測（対策未実施）

第6章 2050年カーボンニュートラルに向けた取組

第4章及び第5章の排出量予測から、本市における上下水道事業の温室効果ガス排出量の見込みを図17に示します。上下水道事業の温室効果ガス排出量は、電力の排出係数による削減等により、一定の水準を達成する見込みですが、長期目標である排出量実質ゼロ（2050年カーボンニュートラル）に向けては、これまで以上の対策を講じていく必要があります。

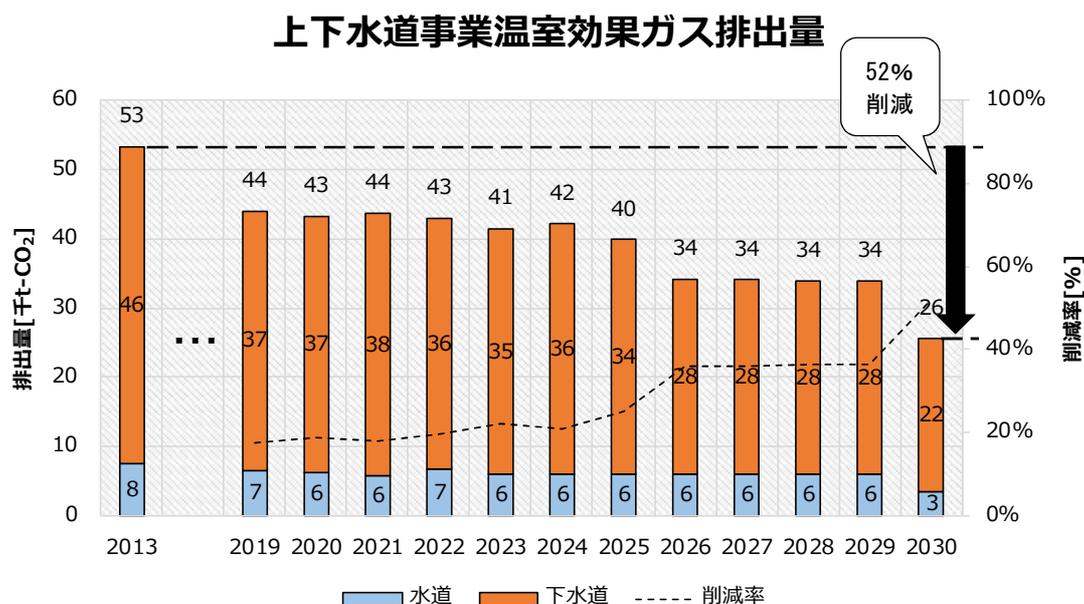


図17 上下水道事業温室効果ガス排出量の予測

これまで以上の対策として、水道事業では「浜松市水道事業アセットマネジメント計画」で更新時点における水需要に見合う施設規模、能力への更新（ダウンサイジングなど）を考慮するとしています。また、下水道事業では「浜松市下水道事業アセットマネジメント計画」で中部浄化センターの再構築工事や処理区の統廃合等を中長期的に計画しており、これらの事業を通して2050年カーボンニュートラルに資する取組みを実施していきます。

また、情報通信技術の発展により、AIを活用した水処理運転操作の最適化支援技術についての研究が行われております。最適化支援技術を活用した効率的な運転管理による施設全体のエネルギー使用量の削減についても検討を進めていきます。

なお、下水処理工程由来から排出されるメタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）を含めた、上下水道事業の温室効果ガスを実質ゼロにするためには、新技術の活用や、ブルーカーボン⁸の創出等によるカーボンオフセットによる排出量の埋め合わせが必要であるため、関係部局と調整を図りつつ検討を進めていきます。

長期目標である排出量実質ゼロに向けて、さまざまな対策を講じていくため、そのロードマップを図18に示します。

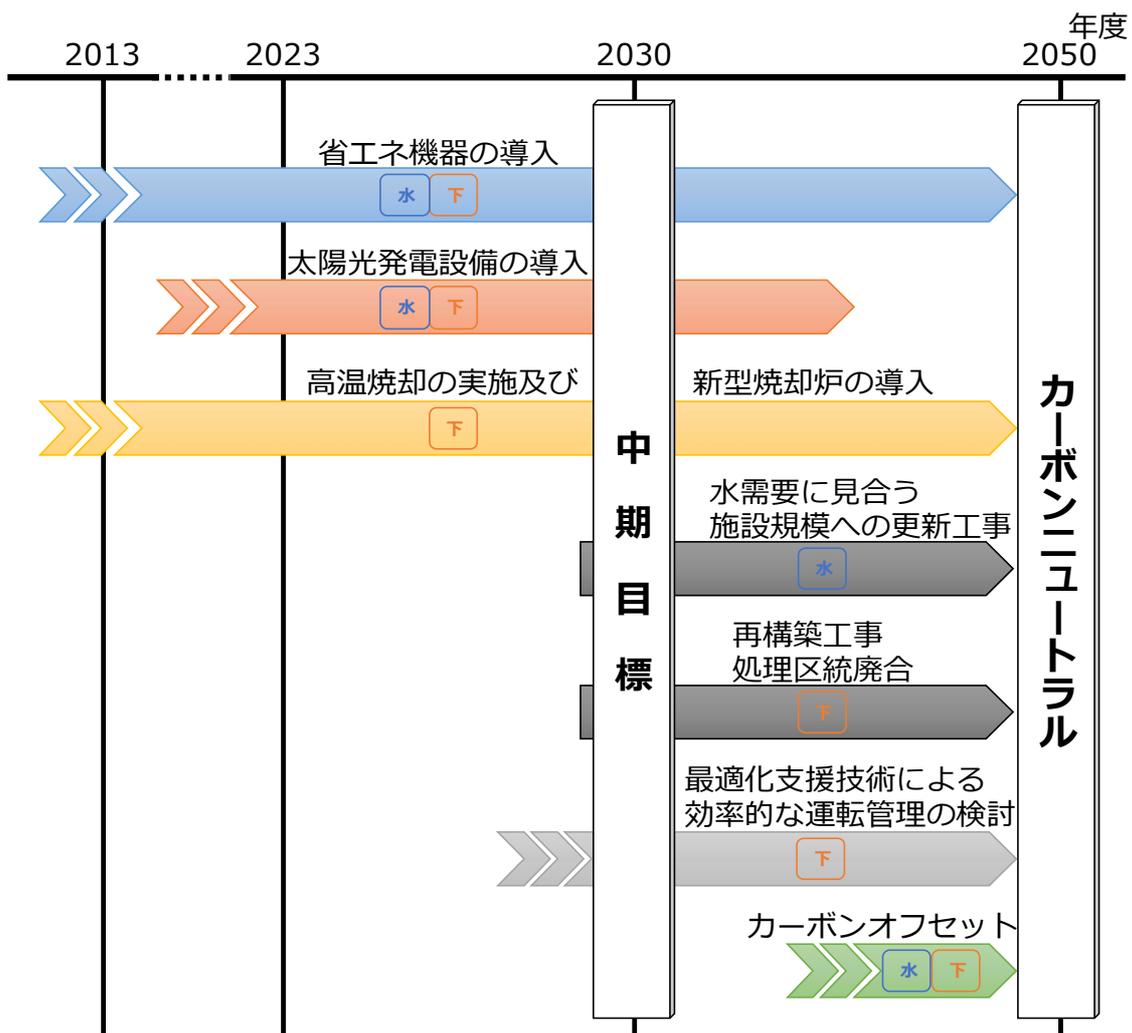


図 18 下水道事業 2050 年カーボンニュートラルに向けたロードマップ

第7章 計画の推進体制及び進捗管理

7-1 推進体制

本計画に基づき、中長期目標に向けた取組みを行うための推進体制については、上位計画である「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の「実施体制」によって行います（図19）。

市長を本部長とする「浜松市カーボンニュートラル推進本部会議」を通じて、全庁を挙げた取組みを推進するとともに進捗管理を行います。カーボンニュートラル管理責任者は、各部局の進捗を管理する責任者として、その取組みを推進します。

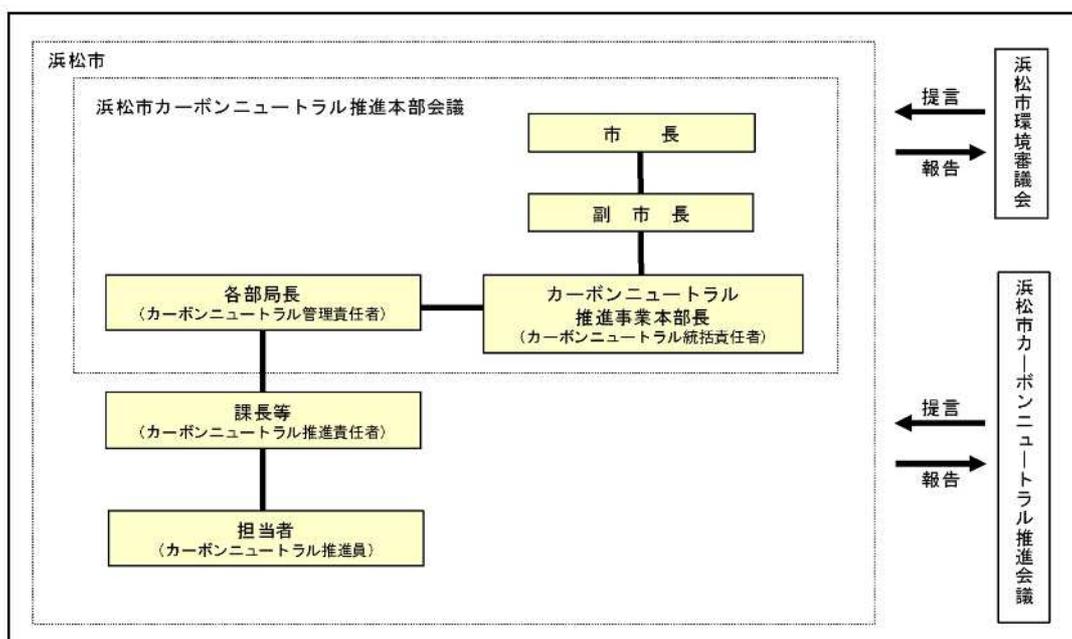


図19 実施体制

7-2 進捗管理

本計画の中長期目標に向けて、対策を着実に推進していくためには、進捗状況を的確に把握し、PDCAサイクルを基本とした年度単位での適切な進捗管理を行う必要があります。

進捗管理は、「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の「実施体制」による全庁的な把握のほか、「浜松市上下水道基本計画」に基づき、年度単位で上下水道事業温室効果ガス排出量を把握し、上下水道部で進捗状況を共有するとともに、必要に応じてスケジュールの見直しを行うなど、取組内容を適宜修正しながら推進していきます。

参考資料 用語集

1 カーボンニュートラル (P.1)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

2 市有施設の運営に伴う二酸化炭素排出量 (P.5)

電力や燃料の使用により排出される二酸化炭素の量のこと

3 廃棄物の処理（処理工程）由来の温室効果ガス (P.5)

主に下水処理場において、水処理や汚泥の焼却過程で大気中に放出されるメタンや一酸化二窒素等の温室効果ガスのこと

4 温暖化係数 (P.5)

二酸化炭素を基準とし、他の温室効果ガスの単位重量あたりの温室効果を比較するために用いる係数のこと

5 電気事業者別排出係数 (P.9)

法令に基づき、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算定するための係数。基礎排出係数と調整後排出係数に区分される

6 自家消費型太陽光発電設備 (P.11)

施設内で発電した電気を当該施設でのみ消費する太陽光発電設備のこと

7 高温焼却 (P.11)

850℃の高温で汚泥を焼却処分すること

8 ブルーカーボン (P.17)

沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと

浜松市上下水道事業地球温暖化対策計画

発行年月	2025年3月
編集・発行	浜松市上下水道部 〒430-0906 静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号 浜松市上下水道部下水道施設課 〒430-0854 静岡県浜松市中央区瓜内町1825番地 TEL: 053-441-3631